



一文化財の総合的な保護施策の確立のために一

文化審議会文化財分科会企画調査会「中間まとめ」についての意見書

[概要]

日本イコモス国内委員会
平成29年9月21日

本文のページ

- はじめに -1
「中間まとめ」に対する意見のほか、特に留意すべき事項、さらに改善すべき事項を加えてこの意見書をまとめた。
- 1 文化財保護促進に必要な基本的考え方について -1
(1)文化財の保存と活用の考え方
(文化財保護の意義)
文化財保護は保存が第一義であり、適切な保存が確保された上で、文化財の価値を知り、楽しむための文化的活用を進めるもの。適切な活用が保存の必要性の理解を深め、保存への推進力となる。
(保存修理と活用事業)
文化財の保存修理は現状の意匠、部材、技法等を厳密に継承することが重要。活用等のための現状変更は最大限の配慮と努力が必要
慎重さを欠く活用は文化財を消費財へとおとしめ、地域資源、観光資源としての価値をも失しめる。
- (2)文化財の調査と研究の必要性和指定等の充実 -2
広汎な文化財の体系的調査、台帳整備、定期的確認調査を法律事項として定めるべき。これに基づいて、指定等の保護措置、災害時等緊急時の保護措置を充実すべき。
- (3)文化遺産保護の国際約束 -3
(文化遺産保護の国際的趨勢)
近年、国連等において、文化遺産が人間の生活環境の形成や持続的発展に不可欠な要素として、その保護の必要性をより強く主張。
(文化遺産保護の国際約束)
我が国は世界遺産条約、無形文化遺産条約等を批准しており、また国連の採択した「持続可能な開発目標」、国連防災会議「仙台行動計画」等を尊重することを表明している。我が国の文化財保護は、このような国際理解や約束の下で推進する必要がある。
- 2 「中間まとめ」に示された事項について -3

(1)「地域における文化財の総合的な保存活用に係る基本計画」の策定

(基本計画の策定のあり方)

基本計画の策定に係る基準、計画の認定、実施状況の点検等は文化庁の重要な責務であり、その遂行のための庁内の人材確保と体制整備を急ぐ必要。

基本計画の策定や実施は市町村への負担が大きく、また文化財保護の体制は市町村間で格差が大きい。このため、文化庁や都道府県は引き続き指導的役割を果たし、支援を強化すべき。国による認定と定期的審査が重要。

基本計画は他の法律や制度との連携や整合性を確保すると共に、常時供覧に付し、不動産取引等においても重要事項として参照されるべく制度整備を図るべき。

(基本計画と災害への対応)

基本計画には防災・減災の措置や災害直後の緊急措置、復旧・復興への措置について、支援措置、体制も含めて適切に記述が必要。

なお、歴史まちづくり法による歴まち計画が未策定である市町村で、災害後に計画策定及び認定を必要とする場合は、すみやかに実施できるよう、制度整備を図るべき。

(基本計画の推進と人材の確保、推進団体の認定)

基本計画の推進には文化財保護担当職員の増員、研修、他部門との人事交流等が必要。文化財の活用にあたっては、公共性、安全性等の面からの判断も必要。

推進団体の認定にあたってはその活動方針や事業執行体制等について適切かつ定期的な審査が必要。

(文化財保護指導委員の活用と地方文化財保護審議会の役割強化)

文化財保護指導委員を活用するために、新たな研修が必要

地方における文化財指定や保護の推進のために地方文化財保護審議会の設置義務づけと活性化が必要。

(歴史的建造物等の活用と建築基準法)

重要文化財建造物等以外の歴史的建造物の適切な利活用のために、建築基準法の適用除外等が必要になる場合があるが、文化財保護施策の面からも検討が必要。

(2)「個々の文化財の保存活用計画の作成

-6

(保存活用計画の作成)

保存活用計画の作成について法律に位置づけるとともに、保存活用の新たな主体ともなる民間団体の要件について、公益性確保の観点から、整備の必要。

保存活用計画には防災・減災、被災時の緊急措置、支援措置等を適切に記述の必要。

(保存活用計画と指定等保護措置の拡大)

文化財の新たな指定等の準備段階で保存活用計画が作成されれば合意形成等に有効。特に近代の稼働中の建造物等の指定推進に効果的。

3 その他必要な事項について

-6

(1)文化財と一体となって文化財的価値を構成する周辺地域の保全

-7

(文化財周辺環境の課題)

文化財周辺地域はすでに景観保全の観点から一定の保全措置がとられている地域もあるが、様々な課題が頻出。

世界遺産のバッファゾーンについては、登録資産本体との連続性や一体性、精神性の共有、市民等の関与等の必要性が強調されるようになっている。

(文化財周辺環境保全地域の設定)

文化財の広域的保護を強化するため、指定文化財の周辺に一体的に保護すべき地域—文化財周辺環境保全地域—を、基本計画の計画事項として、公聴手続き等をした上で、設定する必要。住環境保全にも有益。

(文化財周辺環境保全地域の位置付けと保全への支援)

文化財周辺環境保全地域は、文化財と同等又はそれに近い価値を有するものとし、保全のための支援を促進する。特に世界遺産周辺地区については特段の保護措置をとるものとする。

(2)人材の育成と有効な専門資格制度の確立

-8

(人材の育成)

今後の文化財保護行政には、より多くの、多方面にわたる有能な担当職員が必要。まちづくりや観光部門等との連携・交流も重要。

(文化財建造物に係る専門資格の必要性)

国の主導により、他機関の支援も得て、現在の主任技術者、ヘリテージマネジャー等について、法令による専門資格制度を設けて、適切な知識・技術水準と安定した職域確保を図る必要。これにより保存修理と活用事業がしっかりした技術的担保を獲得できる。

(3)市民や地域住民の文化財の鑑賞力を高めるプログラム開発

-9

文化財の価値を知り、楽しむための文化的活用を図るには、市民や地域住民の鑑賞力を高め、文化財をよりよく理解する手段や活動などのプログラム開発が重要。

結び 文化財保護の総合的施策の早期実現について

-9

中間まとめで今後検討すべき課題とされた項目は、総合的な文化財保護施策を実現するために、同時もしくは速やかに整備されるべき項目である。時期をおかずに必要な検討を進め、所要の法制度改正、体制整備等が必要。

持続的に文化財保護政策検討のための(仮称)文化財政策研究所の早期設置が必要。

さらに、文化全体の保護や振興を担う自立した行政組織として文化省の設置も視野に入れるべき。

付属参考資料:

「日本の世界遺産の保護施策の充実のために＝バッファゾーンをめぐる(予備的提言)＝」
(平成28年7月)